

昭和四十五年農林省令第八号

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法施行規則

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法（昭和四十四年法律第八十号）第三条第一項及び第二項（第七条において準用する場合を含む）、第四条から第六条まで、第八条、第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）、第十三条及び第十九条の規定並びに開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法施行令（昭和四十四年政令第三百十六号）第一条の規定に基づき、開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（償還条件の緩和の対象としてない貸付金に係る貸付契約）

第一条 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による貸付金（法第二条第一項の開拓者資金をいう。以下同じ。）に係る貸付契約（開拓者の組織する法人（以下単に「法人」という。）を相手方とするものを除く。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 当該貸付契約に係る貸付金につき、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第二条第十四項の規定による一時償還の請求又は国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四号）第十六条の規定による履行期限の繰上げの措置がなされたもの
- 二 当該貸付契約に係る貸付金につき、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第一百三十六条又は第三百五十六条の和解が成立したもの（延滞金）

第二条 法第三条第一項各号（法第七条において準用する場合を含む。）、法第四条第一項第一号及び法第六条第一号の規定により政府に納付する延滞金は、年賦金のうちの元本部分につき、当該年賦金の納付期限の翌日から当該年賦金のうちの元本部分を納付する日までの日数に応じ年八・七五パーセントの割合で算出した額とする。（償還条件の緩和に関する契約の申出）

第三条 法第三条第一項若しくは第二項の規定による申出は、当該貸付条件の緩和に関する契約の申出をした者の氏名及び住所

（以下単に「起算時」という。）現在によるものとし、起算時から申出をする時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）並びにその貸付利率別の元本及び利子（延滞金を含む。）別の内訳

三 第五条に規定する年間総所得金額及び第六条に規定する負債の年間要償還額

（同意書の送付）

第四条 歳入徵収官等は、法第三条第一項若しくは第二項（法第七条において準用する場合を含む。）、法第四条第一項若しくは第二項、法第五条第一項若しくは第二項、法第六条又は法第八条

第二項の規定による申出があつた場合であつて、これらの規定により契約を締結するときは、直ちに、当該契約を締結することに同意する旨の書類を作成してその申出をした者に送付しなければならない。

（特定開拓者の範囲を定める年間総所得金額等）

第五条 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法施行令（次条において「令」という。）第一条の農林省令で定める額は、その

者の当該申出の日の属する年の前年の年間総所得金額が都府県にあつては百二十万円、北海道にあつては百五十万円とする。

第六条 令第一条の農林省令で定める基準は、次の各号に掲げる貸付金（当該貸付金の貸付けを受けた法人が当該貸付金の使途に従つて当該法人の構成員に対し貸し付けた場合におけるその貸し付けた資金及び当該貸付金の貸付けを受けた法人から資金の貸付けを受けたその構成員である法人がその貸付けを受けた資金の全部を財源としてその構成員に対し貸し付けた場合におけるその貸し付けた資金を含む。）に係る負債（農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金である貸付金に係るもの）の当該申出の日の属する年の年間要償還額が、当該年の前年の年間総所得金額の百分の二十に相当する金額以上であることとする。

一 開拓者資金融通法第一条の規定による貸付金

二 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項の規定による貸付金

三 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）第十条第一号の規定による債務保証に係る貸付金

四 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）第二条第四項の経営資金（同条第七項の規定により同条第四項の経営資金とみなされるものを含む。）である貸付金

五 自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第一百六十五号）第二条第一項の規定による貸付金

六 開拓営農振興臨時措置法（昭和三十二年法律第五十八号）第五条の二第一項の規定による貸付金

（特別緩和対象開拓者の範囲）

第七条 法第四条第一項第一号イの特定開拓者のうち當農の基礎が著しく不安定な農林省令で定めるものは、その者に対する同項の貸付契約に係る政府の貸付金債権（法第五条第一項又は第二項の三者間の契約に基づきその者が引き受けた債務に對応する政府の貸付金債権を含む。）のすべてにつき、法第四条第一項又は第二項の規定により、償還期間を、二十年に法第三条第一項の調整算定期間を加算した期間又は二十年から同項の調整控除期間を控除した期間として、これらの規定により償還条件を緩和する契約を締結するとしても、その緩和後の償還条件による償還及び法第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による納付をすることによつてその者の農業經營及び生計に著しい支障を生ずると認められるものとする。

（転貸資金貸付金債権に係る債務の引受けの申出）

第八条 法第五条第一項又は第二項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面をその申出に係る貸付金債権（起算時現在によるものとし、起算時から申出をする時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）並びにその貸付利率別の元本及び利子（延滞金を含む。）別の内訳

一 申出をする法人を相手方とする貸付契約で法第五条第一項又は第二項に規定する転貸資金貸付契約に係る貸付金債権（これに係る未納の利子及び延滞金についての債権を含む。）に對応する債務の額（起算時現在によるものとし、起算時から申出をする時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）並びにその貸付利率別の元本及び利子（延滞金を含む。）別の内訳

三 申出をする法第五条第一項又は第二項に規定する転借人が引き受けた債務の額（起算時現在によるものとし、起算時から申出をする時までに納付済みとなつた金額を控除して計算するものとする。）並びにその貸付利率別の元本及び利子（延滞金を含む。）別の内訳

（共同利用施設資金貸付金債権に係る債務の引受けの申出）

第九条 法第六条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面をその申出に係る貸付金債権の歳入徵収官等に提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所

